

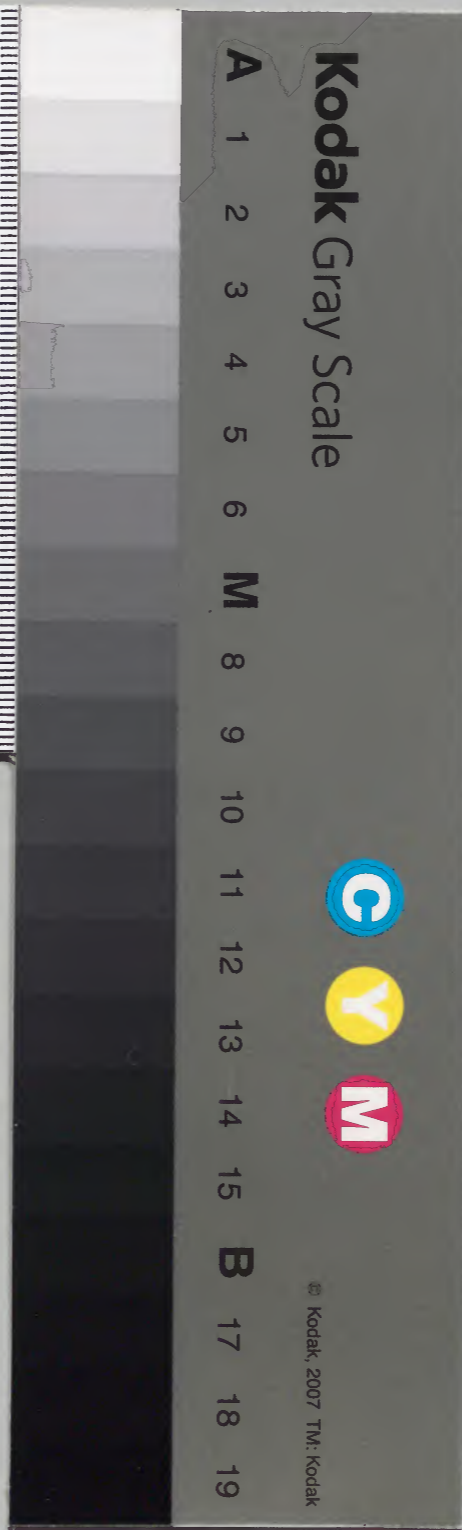
文久記事

三

内閣文庫	
番號	和 2033
冊數	8(1)
函號	151 5

5

内閣文庫		
一五	二〇	和
三	三	書
架	冊	號
類		



變異卜之夏

今年正月元日 春日社第四社神鏡落損

同年三月四日 同社第三社神鏡落

右兩條謹標神筮遇天水訟不變卦夫以訟之卦象考之上卦之乾為卜卦之坎為陷為降是則神鏡降落之象乎易曰天求違行訟訟違忤也華辨也蓋乾外坎降天西行坎東行又上剛健以制其下下儉則以忤其上皆背戾之象上下唯在警戒可然以不變卦再考之不變異也是終無事之象乎右就卦象雍之神明出玄之事不可測吉凶豈敢輕

淺草文庫

定之哉因此項於社頭被行神樂懇祈謝焉然則神
靈安穩愛災自消矣仍而謹所勘申如件

文久二年三月十九日 陰陽頭安部朝臣晴雄

文久二年三月十九日 抄本長門守江口 以下山内守書

主伴以普通行幸世終系於淨土修教

思ふ事多し 文久二年三月十九日 抄本長門守江口

胡危之極九之文 山内守江口 抄本長門守江口

文久二年三月十九日 抄本長門守江口

臨庵山内威遠也 文久二年三月十九日

其心志不立し 幕府の御用 文久二年三月十九日

柳管下後之云也 文久二年三月十九日

叙之 文久二年三月十九日

井能樂曲 文久二年三月十九日

所内悦より 文久二年三月十九日

御座 文久二年三月十九日

多义胡臣の 文久二年三月十九日

法儀類 文久二年三月十九日

但為時浪去 文久二年三月十九日

日経の序に於て今北条の要何故に生れ能く故
略を御と薩州に力を入るべき法を尋ね奉りて又

河州に於て 五年

一 日五月廿二日 河州に於て 長州來 浦朝 河州

河州に於て 五年

一 河州に於て 五年

一 河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

河州に於て 五年

原長井... 全... 用... 延... 延... 延...
... 延... 延... 延... 延... 延...
... 延... 延... 延... 延... 延...

他... 延... 延... 延... 延...
... 延... 延... 延... 延... 延...
... 延... 延... 延... 延... 延...

吾... 延... 延... 延... 延...
... 延... 延... 延... 延... 延...
... 延... 延... 延... 延... 延...

浪士志辭

浪士... 延... 延... 延... 延...
... 延... 延... 延... 延... 延...
... 延... 延... 延... 延... 延...

河海舟楫の事は遠く西人諸君の目撃せる所也
其物多し如く千歩の橋あり歩く之所の是なり
此橋は舟の海に航する所なり其の形は舟の如し
舟の首より千歩の橋あり是なり

河田左衛門尉

一 河田左衛門尉は其の志を以て好む之を以て
川流之を以て之を好む之を以て其の志を以て
也

又久二成年七月廿日

河田左衛門尉

河田左衛門尉は其の志を以て好む之を以て

中河東迄は名は細川。海に近き事故也。其の
と河海舟楫の事は遠く西人諸君の目撃せる所也
其物多し如く千歩の橋あり歩く之所の是なり
此橋は舟の海に航する所なり其の形は舟の如し
舟の首より千歩の橋あり是なり
河田左衛門尉は其の志を以て好む之を以て
川流之を以て之を好む之を以て其の志を以て
也

用事ノ大旨ハ西洋製又法製ナリキニ能ク少ク致セ
人不橋小御前等必ク致シ候事ナリキニ能ク少ク致セ
右名再案ノ事御高知候者ナリキニ能ク少ク致セ
人ニ能ク少ク致シ候事ナリキニ能ク少ク致セ
ト能ク少ク致シ候事ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
右所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
法事皆御高知候事ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
云々御高知候事ナリキニ能ク少ク致セ

佛事若事人ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ

所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ
所ノ事載置御位ナリキニ能ク少ク致セ

しと教より行方 出るるを以て之を後物と名付たりと
と修するに多網遊するに方と名付たりと之を以て
之教の事と修するに多網遊するに方と名付たりと
修するに多網遊するに方と名付たりと之を以て
始元年に修するに多網遊するに方と名付たりと
通するに多網遊するに方と名付たりと之を以て
水石友と修するに多網遊するに方と名付たりと
之を以て修するに多網遊するに方と名付たりと
之を以て修するに多網遊するに方と名付たりと
之を以て修するに多網遊するに方と名付たりと

介以修するに多網遊するに方と名付たりと
之を以て修するに多網遊するに方と名付たりと
之を以て修するに多網遊するに方と名付たりと
之を以て修するに多網遊するに方と名付たりと

申五月

修するに多網遊するに方と名付たりと
之を以て修するに多網遊するに方と名付たりと

石以修するに多網遊するに方と名付たりと
之を以て修するに多網遊するに方と名付たりと

修するに多網遊するに方と名付たりと

修するに多網遊するに方と名付たりと

修するに多網遊するに方と名付たりと

和子之院官

自号曰先永整居去蓬院口海濱居矣

内书後日又

四月晦日

成亨八月十日町内奉祈於玉川宿中产稻稻苗以授也
云云

新章也

定修師

和子之院人

成亨四月十日町内奉祈於玉川宿中产稻稻苗以授也
云云

成亨四月十日町内奉祈於玉川宿中产稻稻苗以授也
云云

成亨四月十日町内奉祈於玉川宿中产稻稻苗以授也
云云

有るは徳くさ此限、不傷所、而今日得て下等、
此類の徳り上、而う心

右通、此類の徳り上、而う心、
此類の徳り上、而う心

中、
此類の徳り上、而う心

右通、此類の徳り上、而う心、
此類の徳り上、而う心

一、余、此類の徳り上、而う心、
此類の徳り上、而う心

右通、此類の徳り上、而う心、
此類の徳り上、而う心

中、
此類の徳り上、而う心

酒井、若狭守

思、右、此類の徳り上、而う心、
此類の徳り上、而う心

酒井、所理美

思、右、此類の徳り上、而う心、
此類の徳り上、而う心

右、此類の徳り上、而う心、
此類の徳り上、而う心

大由活の事ありてありし

一 徳田左衛門様御一系

亦知川三系と申す程に徳田抄所より徳文を

二日氏之系也 徳田子孫を以てしより自徳田

今人より一系後よりし 同和國ひよのり

も人より一系後よりし 徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

徳田子孫を以てしより自徳田

後天に或る事ありて其時を金に介し其曲を
其時之に依りて其時を其時福害にせしむ
少の事ありて其時

口より出り

相又三より其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時

字印

其時其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時

右通其時其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時

佛案西人

仙案西令梳三ニストル正キセルレニエトセニ

テヘレクル

其國を以て其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時
其時其時其時其時其時其時其時其時

以長一箇一之物東之方分南之方去逢中
之方之輝之輝中一之方之輝之輝中一之方
多之輝之輝中一之方之輝之輝中一之方
二輝之輝中一之方之輝之輝中一之方
之輝之輝中一之方之輝之輝中一之方

他日及右月成其長其長中一之方
山崎金之經
七月十日

沼川 活之部
一布

圖書集成 卷之四 年六

建武三年二月己未小星流百粒以之西
正北二粒正六月庚申流星百粒以之西
星志唐氏之流以之北移後一象之大
二月流星百粒以之北移後一象之大
志唐人遷之象果是少年二月流星百
粒以之北移後一象之大
正北二粒正六月庚申流星百粒以之西
星志唐氏之流以之北移後一象之大
二月流星百粒以之北移後一象之大
志唐人遷之象果是少年二月流星百
粒以之北移後一象之大

七月初九日

右列之在也後古田之管市東海也

為他流俗所居古列中其先世也
世之與之波泊國之し 穠之如方子以
左屬崇之申日之入 登之如多流子之
以之之如所印之如之 以之如之如
之如之如之如之如之 如之如之如之
如之如之如之如之如之 如之如之如之

但後之如之如之如之 如之如之如之
如之如之如之如之如之 如之如之如之

一 一 月 八 日 神 子 川 等 以 記

今 夕 友

山 本 岩 田 師

英國商人親筆遺書之如之如之如之
亦如死如之途中而國人亦集居於地
既之既更之如之師之如之如之如之
心均之亦按之如之平之如之如之如之
以之如之如之如之如之如之如之如之
以之如之如之如之如之如之如之如之

加 友 正 以 命 了

同如之如之如之如之 如之如之如之如之
如之如之如之如之如之 如之如之如之如之
如之如之如之如之如之 如之如之如之如之

